

## 第 29 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 21 年 9 月 19 日（土）

10：15～12：15

場 所：ユートリー 8階ホール

司 会： それでは、ただ今から「第 29 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

はじめに、本日の資料の御確認をお願いしたいと思います。

資料につきましては、事前に送付をさせていただいたものと、本日配付したものがございますが、事前に配付させていただいた資料につきましては、次第、資料 1、資料 3-1、資料 3-2、資料 4-1、資料 4-2、資料 6、資料 7 でございます。

また、本日お配りした資料でございますが、次第、これは事前に配付したものの差し替え分でございます。そして、協議会委員名簿、出席者名簿、席図、資料 2、資料 5-1、資料 5-2 となっております。不足等ございましたら係りの者にお申し付けください。

本日の協議会は、第 4 期の委員の委嘱替え後の最初の開催となります。委員の名簿につきましては、お手元に配付しているわけでございますが、新任の委員の方もおられますので、本日御出席の委員の皆様を五十音別にご紹介させていただきたいと思っております。

北海道大学助教の石井一英委員でございます。

青森公立大学教授の井上隆一郎委員でございます。

新任の田子町推薦委員の宇藤安貴子委員でございます。

八戸圏域水道企業団副企業長の久保勉委員でございます。

公募委員で弘前市在住の小田光子委員でございます。

青森公立大学教授の佐々木俊介委員でございます。

田子町推薦委員の澤口博二委員でございます。

岡山大学教授の西垣誠委員でございます。

八戸工業大学教授の福土憲一委員でございます。

北海道大学教授の古市徹委員でございます。

田子町長の松橋良則委員でございます。

新任の公募委員で八戸市在住の溝江康德委員でございます。

なお、二戸市長の小原委員と新任の公募委員で青森市在住の藤川あきつ委員につきましては、本日御欠席となっております。

現在のところ、以上の14名が委員となっておりますが、後日、二戸市推薦委員の方が1名追加される予定となっております。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

名古屋部長： おはようございます。

本日は、お忙しい中、本協議会に御出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、第4期の協議会の委員をお引き受けいただきました。深く感謝申し上げます。

県境不法投棄の産業廃棄物の撤去実績につきましては、後ほど詳しく御報告いたしますが、今年度は、既に11万1千トンを超えまして、これまでの累計でも41万6千トンを超えるなど、着実に撤去作業が進んでおります。これもひとえに、関係皆様のご協力の賜物でございます。引き続き、安全・安心を第一に原状回復対策事業に取り組んで参ります。

本日の協議会では、はじめに組織会を行いまして、会長・副会長をご選任いただいた後、環境モニタリングの調査結果や地山と覆土の分析結果を御報告いたしますほか、前回の協議会に引き続きまして、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）について御協議いただきたいと思っております。どうか、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

よろしくお願いたします。

司 会： 次に議事に移ります前に、改めて事務局の職員を御紹介申し上げます。

名古屋環境生活部長でございます。

山田環境生活部理事でございます。

中村環境生活部次長でございます。

田子町現地駐在の中野総括副参事でございます。

周辺生活安全担当の鳥谷部副参事でございます。

工事管理担当の倉谷副参事でございます。

排出事業者等の責任追及担当の西村副参事でございます。

環境再生計画担当の福土総括主幹でございます。

私、本日司会を務めさせていただいております、環境再生調整監の北沢でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、冒頭の部長挨拶にもございましたが、本日は第4期の最初の協議会と

ということで、会長及び副会長の選任がございます。会長の選任につきましては、配付資料1の協議会設置要領がございますが、この第4第2項の規定がございますとおり、委員の互選によることとされておりますので、ここで委員の皆様からの御推薦をお願い出来ればと思っております。

どなたか、御推薦、ございませんでしょうか。

大久保委員： 古市委員を推薦したいと思います。

これまで、協議会で議長に携われてこられましたけども、非常にスムーズな運営で、また議論を適切にまとめられてきました。非常に適切な会議運営でございましたので、これからの任務も古市委員にお願いしたら良いのではないかという理由で推薦いたします。

以上でございます。

司 会： ただ今、大久保委員から、これまで会長を務めていただいております古市委員に、という御推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

#### 【拍手にて賛同】

御異議なしということで、皆様から古市委員に御就任いただきたいとの意向が示されたわけでございますが、古市委員には、引き続き会長をお引き受けいただけますでしょうか。

古市委員： 了解いたしました。

司 会： どうもありがとうございます。今後とも、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、会長に選任されました古市委員には、議長席の方にお移りいただきますよう、お願いいたします。

恐縮でございますが、ここで古市会長より一言御挨拶をお願いいたします。

古市会長： ただ今、御推薦いただきました北海道大学の古市でございます。過分な推薦理由をしていただきまして、恥かしい限りでございますが、今までやってまいりましたので、引き続き会長を務めさせていただきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

第4期ということで、新しい委員の方々をお迎えして、気分を新たに、今までの議論を継承しながら進めてまいりたいと思っております。

先ほど、名古屋部長から、撤去の方は順調に進んでいるという御報告がござ

いました。これは、修復に向けまして、県民や住民と県が一致協力してやってきたお陰であろうと考えております。

しかしながら、ある意味、中央の方からの不法投棄の被害者である青森県、岩手県ですよね。そういう逆境の状況から、即ちマイナスの状況からプラスの状況に変えていこうという、当初の大きな目標は、残念ながらまだ道半ばでございます。そのように申しますのは、ある意味、最終目標の環境再生がまだ定まっていないということでございます。

皆様ご存知のように、青森県の方には約 400 億、岩手県と合わせますと 650 億という、財政の見直しを掛けられている状況下で、目もくらむような金額であります。これを国及び県が出費しているということですね。それは、皆さんの税金であるということです。

ですから、このような膨大な税金を費やしている、そういう意味で全国から注目されているんだということです。どういうふうに、しっかり修復するだろうか、その後どう再生していくんだろうかということを、非常に注目されております。

そういう意味で、我々青森県・岩手県は、何らかのお返しをする必要があると。そういう使命があるというふうに私は思います。そのための方策と言いますか、環境再生計画で検討して進めていこうということでもあります。そういう使命感を持って環境再生計画をこれから議論していきたいと思っております。

そういうことで、今日は県民代表の方々、学識者、それから県が協働、共に働くということの意味でありまして、共に汗をかきながら、しっかりと議論をして、環境再生計画のたたき台、骨子の方向付けをして参りたいと思っております。

何から何まで出来るわけではございませんので、大きなビジョンを描いて、短期的なものの中長期的なものを分けながら、議論を進めて参りたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、よろしく御議論、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

あまり長くなりますと、今日は非常にタイトなスケジュールになっておりまして、この後に現地視察ということもありますし、その分、お昼のお弁当の時間を短くすれば良いかも分かりませんが、消化不良にならないように定刻通り終わりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

司 会： どうもありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきますが、副会長の選任及び以降の議事進行につきましては、協議会設置要領第 4 第 4 項の規定によりまして、会長が行

うこととなっております。古市会長、ひとつよろしく願いいたします。

古市会長： 分かりました。

それでは、今、御報告がありましたように、設置要領第4第3項によりまして、会長が選任するということになっておりますので、今まで非常に御尽力いただきました、また、貴重な御意見等を常々賜っております、佐々木委員に引き続き副会長をお願いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

佐々木委員： 承知いたしました。

古市会長： どうもありがとうございます。

では、一応、この議事次第に、所信表明ということではありますが、御挨拶いただけますでしょうか。簡単に結構です。

佐々木委員： 佐々木でございます。副会長という、非常に重要な役目を仰せつかりました。これまでも長い間、古市会長が先頭に立って頑張っておられましたけども、私も岩手県と青森県の両県合同委員会の頃からの参加者でございますので、そういう経緯を踏まえながら、あるいは私の専門、あるいは経験を生かしながら、少しでも会長を補佐し、あるいは皆様方の議論の中に加わらせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、議事に従いまして進めさせていただきますと思っております。

今日は、報告事項が3件と協議事項が1件ございます。特に、協議事項というのは、皆様の御意見を頂戴いたします関係で1時間ほど取っておりますが、それでも十分かどうかということでございますので、出来るだけ速やかに進めさせていただきますと思っております。

では最初に、報告事項ということで、次第4の(1)の廃棄物の撤去実績について事務局から御報告をお願いいたします。

事務局： それでは、資料2の廃棄物の撤去実績について御報告いたします。

前回までは、7月の途中まで報告済みでございますので、7月分から御報告いたします。

作業日数 22日、2,038台、撤去実績としては、24,101.38トンでございます。

た。8月分につきましては、作業日数 17 日、1,415 台、16,890.49 トンとなっております。

これは、7月に比べて大分少なくなっておりますが、まず作業日数が、夏休みを4日取った関係で少なくなっている。また、それからセメント系の2社が定期修理に掛かりまして、うち1社が8月13日から9月15日まで、もう1社が8月24日から9月18日までということで撤去実績が少なくなっております。

処分方法別の所を御覧になっていただいても、埋め立て処理量の方が割合として大きくなっているということからも分かるかと思えます。

9月分につきましては、11日までの実績ということで載せておりまして、作業日数は9日、647台、7,826.59トンということで、これも先ほどと同様に、9月15日なり18日までセメント系2社が定期修理に掛かっております関係で少なくなっておりますし、焼却処理量の割合も同様に少なくなっているということでございます。

平成21年度の実績としては、作業日数106日、9,384台。撤去実績としては、11万1193.39トンとなっております。累計では、41万6352.84トンとなっております。

下の図を御覧いただきたいと思えます。

左側ですが、4月から今年度始まったわけですが、当初6社で始まっておりまして、19,000トン余りを配っております。

5月は、少し減りましたが、セメント系1社が追加されております。定期修理等がございましたので、少し減りました。

6月が24,700トン余りを配っておりまして、ここが今年度のピークということになっております。

7月が少し減りまして24,101トンということでございます。

8月、9月、減っておりますのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

下の右側の表ですが、今年度、19万4千トンの撤去目標を立てておりまして、11万1千余ということで、進捗率は9月11日現在で57.3%となっております。資料2については以上です。

古市会長： ありがとうございます。

撤去実績につきまして、何か御質問、コメント等はございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

夏休みだったのですが、順調にやっているということでございます。

では次、報告事項2番目、環境モニタリング調査結果ですね。資料3-1、3-2について御報告をよろしく申し上げます。

事務局 : 今年度から、環境モニタリング担当となりました吹越と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、(2)の環境モニタリング調査結果の中間報告をさせていただきます。資料は右肩に資料3-1と付いた1枚ものと、ホチキス止めの3-2になります。1枚ものが要点をまとめたもの、ホチキス止めのものが測定結果の詳細データや地点図、経年グラフを載せてあります。今回の中間報告は、平成21年1月から7月分の調査分です。

最初に水質モニタリングの調査からです。まず、ホチキス止めの資料3-2の18ページを御覧ください。

まず、採水地点について簡単に御説明したいと思います。18ページ、別図1の真ん中のオレンジの点線で囲っている場所が不法投棄現場で、左側が本県、右側が岩手県です。赤い塗り潰した丸が表流水で、沢の水や川の水、ア-9や10といった赤の白抜きが地下水の地点を示しています。それぞれの地点にアの何番とありますが、アは青森県のアで、地下水は平成12年度からの汚染実態調査のボーリング調査の時からのもや、地下水の調査のために掘ったものがありますが、周辺等を含めて平成15年にモニタリング用に番号を改編したものです。

ただ、現在欠けている番号がありますが、現場周辺ですと水量の確保が出来なくなった地点や水処理施設稼働前のバックグラウンド調査として行っていた地点。現場内ですと、廃棄物撤去に伴い撤去された地点などの番号が今は無くなっております。

また、次のページの別図2を御覧ください。別図2は、現場内の図ですが、緑色が本県の鉛直遮水壁、青色が県境部の遮水壁です。分水嶺が岩手県側にありますので、地下水が青森県側に来るということで、この県境の遮水壁を設置してもらっておりますが、ア-25から29の県境部の井戸は、岩手県側からの地下水の流入影響を把握するために設置した井戸でもあります。ア-3だけが、表流水となっておりますが、これは浸出水でゴミから直接染み出している水です。ほかは、地下水となります。

まず、この別図2の現場内のア-3とア-8についての調査結果について御説明します。同じ資料の22ページを御覧ください。

上4つのグラフは、廃棄物からの浸出水であるア-3についてのものですが、赤い点線が排水基準です。当初から、現場全体を事業場とみなして、浸出水につきましては、対比のために排水基準を用いております。ここに載せたものは、これまでに排水基準を超えたことのある項目、4項目のグラフです。この地点は、年4回の調査でありまして、今回は5月分の調査のみが報告対象であります。グラフの一番右側のポイントが、今回の結果となります。

下2つのグラフで、ベンゼンが 0.26、ホウ素が 19mg/1 と排水基準を超えております。

次に下の4つのグラフですが、これは現場内の西側に位置する地下水のアー8のもので、これまでに環境基準を超えて検出されたものをグラフにしています。ここは、地下水ですので、地下水の環境基準と対比させておりますが、青の点線で示しているものが環境基準です。こちらも5月分の調査ですが、右側のポイントとなりますが、下2つのベンゼンとホウ素で、それぞれ 0.061、1.8mg/1 と基準を超えて検出されております。グラフから、平成19年の頃から上昇傾向が伺えますが、周辺で掘削を行っていたことが分かっております。

次に 23 ページには、アー9とアー10 のグラフを示しました。この地点は、現場の外、遮水壁のすぐ外にありまして、遮水壁の効果の監視をするために調査を行っております。グラフの項目は、現場内で基準を超えて検出されている項目をピックアップしたのですが、この地下水におきましては、不検出または環境基準より低い値で推移しており、現場からの汚染拡散がないことが分かります。ただ、グラフの一番下の右側の鉛において、ピンクの線になりますが、アー10 においては、年12回調査を行っているのですが、1月の測定分で環境基準を超え、0.017mg/1 という測定値が得られております。この基準を超えている右側、3つの山の一番右側が、今回のものになります。

1枚ものの資料に、この件につきましては、詳細を載せておりますが、これは、地下水位が低下して、採水時に土壌が混入したことが考えられました。そういった時の対策として、平成18年度から、ろ液の分析を実施しておりますが、その結果、ろ液では不検出であったことから、今回も土壌混入が原因と考えられました。

ここまでの1枚ものの資料に記載してあることとなります。

24 ページからのグラフは、参考までになりますが、簡単に説明します。

24 ページのアー23 については、ここは遮水壁の外側で、南側の牧草地ですが、岩手県側からの地下水の流入影響を把握するために調査を行っております。グラフの項目は、岩手県側で高濃度で基準を超えて検出されている項目についてのものですが、アー23 においては、この項目以外にも、全ての項目で検出されておられません。

次に 25 ページを御覧ください。これは、県境部の井戸についてのグラフですが、県境部には、6つ井戸がありまして、アー25 から 29 について、4つの井戸をこのグラフに示しております。残りの2つのアー25-2 とアー26 については、近年、揮発性有機化合物が不検出であるため、省略しております。

まず、1番はじめの左上のグラフ、1,1-ジクロロエチレンについては、青の線で示しているアー25 で、かつては環境基準を超えて検出されておりました



が、現在は、基準付近で検出されているものの環境基準以下となっています。

また、真ん中右のグラフのテトラクロロエチレンも青の 25、緑三角の A-28 が環境基準付近で検出されています。

左側のトリクロロエチレンを見ますと、紫色の A-29 については、平成 19 年に上昇傾向が見られていますが、これは岩手県側からの流入がなくなって、全体の水位が下がったことや、本県側でこの井戸の周辺の掘削を行っていたことなどが原因と考えられていますが、現在は落ち着いてきております。

そして、右下の塩化物イオンのグラフですが、塩化物イオンは、基準はありませんが、現在、青の A-25 が少しずつ上昇傾向となっておりまして、これについては、今後もより注意深くデータを見ていきたいと思っております。

また、最後のページの 26 ページには、これら県境部井戸の地下水位や電気伝導度の常時監視のグラフを載せております。

水質モニタリングについては以上です。引き続きまして、ホチキス止めの資料 20 ページを御覧ください。

有害大気汚染物質モニタリングについての調査地点ですが、この調査の目的は、廃棄物の掘削や選別に伴って発生する、ベンゼンやジクロロメタンなどの揮発性有機化合物の拡散影響を把握するために行っていますので、現場付近の星印 A-1 a から A-1 c の 3 地点で調査を行っております。ここは、環境基準の適応地域ではありませんが、3 地点とも全ての項目で基準を下回っており、問題はありませんでした。

調査結果は、16 ページにありますので、後ほど御覧ください。

引き続き、21 ページの図 4 を御覧ください。

大気汚染物質モニタリングと騒音振動モニタリングについて説明します。

これらの調査は、廃棄物の運搬車両の影響を見ております。廃棄物の運搬車両が通るルートを示しましたが、黄色の国道 104 号を通過して真ん中の上郷地区の所を曲がりまして、県道、道前浄法寺線に入って不法投棄現場へ向かいます。この曲がってすぐに上郷公民館がありますが、その上郷地区 A-2 で運搬車両の排ガスの影響を見るために、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の調査を行っております。これも環境基準を下回っており、問題はありませんでした。

また、運搬車両による沿道の生活環境への影響を把握するために、騒音振動調査を行っておりますが、この調査は、先ほどの A-2 の上郷地区に加えて、A-3 の関地区、A-4 の田子地区の 3 地点で行っております。3 地点とも、騒音や振動の規制法に基づく指定区域ではありませんが、主に A-2 は県境の運搬車両の影響、A-3 においては、運搬車両は通らないのですが、国道 104 号のバックグラウンドとして、A-4 は運搬車両による居住地区への影響を見

るために調査しております。調査結果は17ページになります。

A-4においては、土地所有者の都合により、7月の調査から約200m東側へ移動しています。ここは、交通量もかなり多く、騒音については比較的高めですが、今までとあまり変わりありません。振動については、地盤の関係からか、7月の調査は少し低くなっております。騒音振動は、全体の交通量に影響されると考えられまして、県境の運搬車両は年々増加傾向ではありますが、全体の交通量における割合は比較的小さく、大きな影響を及ぼしてはおりません。いずれの地点でも、これまで通りの推移となっており、環境基準などを下回っております。

環境モニタリング調査結果の中間報告については、以上です。

古市会長： ありがとうございます。

環境モニタリング調査結果ですね。1月から7月までの中間報告ということで、水質、有害大気汚染物質、大気汚染物質、騒音・振動ですね。全てについて、若干、水質について基準値を超えていますが、これは土壌が原因である。今までもあったことですので、そういうことであつたと。他は基準値をクリアしています、という御報告でございました。

これに関しまして、何か御質問とか、コメント、ございますでしょうか。

特段ないようでございますので、先に進みたいと思います。

もう1カ月で2,000台ぐらいのトラックが行き来していても、こういう状況というのは、非常にきっちり管理されているんだろうと感心して見ておりました。ありがとうございました。

それでは、3つ目、最後の御報告としまして、資料4-1、4-2、併せて地山の分析結果と覆土の分析結果について御報告、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局： それでは、土壌関係ということで2点、御報告をいたします。

最初に、資料4-1、地山の分析結果についてです。不法投棄現場のうち、牧野側になります南側エリアの一部で地山が露出したことから、廃棄物本格撤去マニュアルに基づき、去る6月20日に公開のもと、当該地山に廃棄物が無いことを確認しました。これを受けて、6月24日及び25日に当該地山で試料を採取し、揮発性有機化合物、いわゆるVOCでございますが、揮発性有機化合物と重金属等について分析を行い、8月21日にその調査結果が判明いたしました。

1番、調査範囲でございます。下図に示してあります30m区画で8区画となります。

2番目として、調査内容でございます。

(1) 番目としまして、揮発性有機化合物、VOCの調査になります。これにつきましては、30m区画ごとに1地点で表層ガス調査を行いまして、VOCガスの有無を確認するということになります。

(2) 番目、重金属等調査になります。これにつきましては、まず、アといたしまして、30m区画ごとに1検体。これについては、5地点の試料を混合して1検体としております。この1検体の土壌、各1検体の表層土壌の調査を行い、重金属等を分析いたしました。

イといたしまして、この30m区画で基準を超過したものがございましたので、この基準超過したものにつきまして、土壌環境基準値を超過した区画につきましては、細分した10m区画ごとに表層土壌調査を行い、基準値を超過した項目について分析しております。

3番目として、分析結果になります。これは、次のページの別表を御覧いただきたいと思っております。

まず上の段になります。揮発性有機化合物のガス調査、表層ガス調査でございますが、これについては、いずれの区画についても検出されておりました。

次に中段になります。重金属等の調査の結果、30m区画のものでございます。この重金属等調査のうち、鉛について30m区画の1区画で土壌環境基準値である0.01mg/lを超過したものがございました。従いまして、この超過した30m区画の1区画を更に細分化した10m区画の調査を行っております。これが一番下の表になります。この表の中で、2区画の部分につきまして、土壌環境基準値を超過したものを確認しております。b-10、s-2、②と書いている部分で土壌環境基準0.01に対しまして、僅かに超過した0.013。それから、b-10、s-2、④と書いた部分でございますが、これは土壌環境基準値を超過しております0.031という値が出ております。

ちなみに、このポイントにつきましては、1枚目に戻っていただきまして、先ほどの下の図の方に示しているポイントになります。ピンクで囲っている部分が30m区画で超過した部分になります。それから、赤丸が付いている部分、これが10m区画で基準を超過した地点でございます。

今後の対応ということになります。揮発性有機化合物VOCガスが検出されず、重金属等が土壌環境基準値以下であった30m区画のうち7区画、及び鉛が土壌環境基準値を超過した30m区画の1区画を細分した10m区画がございしますので、この10m区画のうち、鉛が検出されなかった3区画につきましては、廃棄物の撤去完了となります。

(2) 番といたしまして、鉛が環境基準値を超過した10m区画の2区画につ

きましては、今後、区画ごとの1地点で深度方向に1 mごとに鉛の分析を行い、基準値超過区画を確認することとしております。

引き続きまして、資料4-2、覆土の分析結果について御報告いたします。

本格撤去マニュアルでは、覆土、いわゆる廃棄物の上層及び中間層に位置する土壌ということになります。これについては、掘削時に廃棄物と分離し、仮置きをして1,000 m<sup>3</sup>ごとに分析を行い、土壌環境基準値以下の覆土は現場内で利用し、基準値超過の覆土は撤去することとしております。

去る、6月26日に、これまでに分離し仮置きしていた覆土について試料を採取し分析を行い、8月19日に調査結果が判明いたしました。

1番目といたしまして、分析を行った覆土の量は約4,500 m<sup>3</sup>。調査結果につきましては、約3,500 m<sup>3</sup>が土壌環境基準値に適合しております。詳細については、次のページ、別表に記載しております。

1,000 m<sup>3</sup>につきましては、砒素の土壌環境基準値であります0.01mg/l以下に対しまして、それを僅かに超える0.011mg/lと基準を超過しております。これについては、撤去処分ということになります。

3番目として、基準に適合する部分の土壌の利用方法でございます。土壌環境基準に適合する覆土約3,500 m<sup>3</sup>については、現場南側エリアの廃棄物搬出用付け替え道路の盛土に利用することとしております。

以上で、御報告を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

地山及び覆土の分析に関しましては、以前、協議会で御審議いただきました、廃棄物本格撤去マニュアルに基づいて調査し、対応を行っているということでございます。

如何でしょうか、何か御質問、コメント等はございますでしょうか。

西垣委員、お願いします。

西垣委員： 資料4-1の一番下にあります図と、もしよければ19ページの図で、どの辺りになるかということをお教えいただければ。南側、南側ということですが。

古市会長： 19ページは、資料3のお話ですね、

西垣委員： はい。

古市会長： 資料3-2の場所を特定して下さい、ということです。

事務局 : この図面で言いますと、19 とページを打っていますが、その上にア-13、ア-39 とか、そういうポイントがございます。この丁度上の部分に該当します。  
この上の部分から真っ直ぐ上に、堤防のような形で1本道路が入っていますが、この道路と鉛直遮水壁の間に該当します。

西垣委員 : ありがとうございます。

古市会長 : ア-13

事務局 : ア-13 です。

古市会長 : 内部でしょう、これは。

事務局 : はい、遮水壁内です。

古市会長 : 今、撤去して、今後、道路を付けようとしている所ですよ。

事務局 : そういうことです。

古市会長 : 西垣委員、分かりますよね。今日、視察現場でもう1度確認していただければ。他にございませんでしたら、今日のメインイベントに行きたいと思いますが、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは、今日の協議事項としまして、青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）ですね。これについて、御審議いただきたいと思います。

前回の協議会で、素案の提示がありまして、それを踏まえて皆様から更なる御意見をということで、御意見を頂戴したわけでございます。御意見が、前回もそうですし、今回の追加意見につきましても同様なのですが、2点ほど大きな疑問があったと。

1つ目は、今まで計画内容について検討してきましたけども、それと今回の素案の内容はどう関係が繋がっているかということで、これは主に全体構成の位置付けのお話だろうと思うんです。これについては、今日、御説明いただく。

2点目は、具体的な計画とおっしゃっていますが、内容はどのようなのかという具体的なイメージが湧かないということでございます。

これにつきましては、今日、委員の皆様方から、より具体的な御意見を頂戴

出来ればと思っておりますが、いわゆるイメージという前に、この環境再生計画そのものの性格付けと言いますか、そういうもの及びそれを踏まえた実施スケジュール、計画ですから期間があるわけですけど、そういうものをある程度優先順位を付けながら検討していくということで、割りイメージが具体的にようになってくるのではないかと考えております。この辺を少し御議論いただくということで。

そういうことで、皆様に資料5-1及び2、これは今日委員に出したんですか。事前に資料5-1の方はお送りしているんですか。

事務局： いずれも本日配付になっています。

古市会長： 似たような流れをやっているのですが、資料5-1については、もう一度、先ほどの全体構成の繋がりということで、レビューを含めまして、また再度まとめていただいたというものでございます。

ですから、この辺は、私が言うよりも、事務局の方で御説明いただいた方が分かると思いますので、資料5-1に基づきまして、検討の流れを踏まえて資料5-1関係を御説明、よろしく願いいたします。

事務局： それでは、ただ今の会長のお話も踏まえまして、本日の協議の前段の資料ということになりますが、資料5-1を御覧ください。

これまでの計画の検討の流れということについて、始めの段階から遡って確認いただき、後ほど、計画の構成案ということで御説明いたしますが、それぞれが計画の中でどういう位置付けになるのか、どういう形で取り入れられるのかということを見ていただく趣旨で御用意したものです。

個々の内容については、既に何度か出ているものですので、中身の詳細は省略いたしますが、まず上から、検討のための素材を集めるということで、アンケートや提案募集等の実施をいたしました。①から④のアンケートや全国提案募集ということでございます。

それらの結果をもとに、真ん中の枠ですが、環境再生の方向性の整理ということで、環境再生を検討するにあたっての視点といったものを確認しつつ、3つの方向性という形で整理されました。それをもとに、協議会では下の左側ですが、協議方法を整理の上、協議会提言という形でまとめられました。

そして、県として、右側下ですが、上の環境再生の方向性と左の協議会提言を踏まえ、施策内容の検討を行い、計画としてまとめていくということで、計画の構成（案）とあり、一番下ですが、所定のスケジュールにより計画を策定していくという流れになります。

それぞれ別紙についてですが、別紙1、協議会提言については、既に各委員御承知の内容ですので省略いたします。

別紙2、施策内容の検討です。これは、先般も意見照会の際に添付したもので、御承知の内容かと思いますが、本日の協議にも関係しますので、資料の趣旨を改めて御説明いたします。

左側が、各方向性に沿った施策の内容で、素案でお示ししてあるものです。資料真ん中は、施策内容についての県の考え方とありますが、前回の協議会では、説明しきれなかった分を補足的な意味合いで示したということです。

右側が、施策の展開手法とあります。先ほど、会長からもお話がありましたように、前回の協議会では、なかなか素案で示した内容だけでは、具体の事業展開のイメージが湧かないという御意見などもございまして、そうした施策を具体化する手法についても可能な範囲で、次回、計画（案）の段階で追加するというので、先般、意見照会をし、また本日も御意見を出していただきたいと思っております。

なお、資料に記載の内容は、例として示しているものでございます。

続いて、別紙3を御覧ください。

先ほど、ざっと見ました計画の検討の流れを踏まえて、計画の構成が凡そどのようなものになるのか、計画の構成案ということで用意したものです。1から7までございます。

順に1、計画の策定にあたっては、計画策定の経緯・目的について記述します。2、計画の位置付け等は、環境再生を進めていく全体の流れの中でのこの計画の役割について記述します。この1、2は、前回お示した素案で、項目としては立てているものであります。

3として、環境再生の方向性、検討の成果としての環境再生の基本的な3つの方向性について記述する。

4として、協議会における協議内容、協議会提言及び施策の展開手法への協議会意見を記述するというので、それぞれ計画の中に折り込む予定です。

5として、施策内容です。これは、先ほどの資料2のとおり、素案で内容をお示ししているものでありますが、今後の作業として予定していることとして、（1）施策の構想と、（2）施策の具体化とありますが、この2つの項目で再整理することを考えております。

（1）施策の構想は、3及び4を踏まえ、環境再生全体の理念や将来の可能性も含めた施策を記述する。

（2）施策の具体化は、（1）を踏まえ、県として取り組んでいく内容を記述するというので、それぞれの（1）、（2）それぞれの性格付けは、凡そイメージいただけるものかと思いますが、（2）の施策の具体化が、前の別紙2

の内容のレベルに該当するものです。それから、(1)は、素案には現在無い内容ですが、今後、全体の理念的なものを改めて整理しつつ、施策というものを将来可能性まで広げた形で整理の上、新たに追加していきたいと考えております。

6は、実施スケジュール概要です。前回の協議会で御説明しましたように、明確な年度というレベルまで示すのは困難ですが、原状回復事業との関係での各施策の大まかな実施スケジュールを示したいと考えております。

最後は7、参考資料ということで、各種アンケート結果、選定提案等の添付を予定しております。

別紙4が、計画の策定スケジュールについてです。これは、前回の協議会でお示ししました資料6-1と同じ内容でございますので、詳細は省略いたしますが、本日が、上から3つ目の枠の第29回協議会、素案協議ということで、その協議を踏まえて、県として県境再生対策推進本部幹事会を経て計画(案)を策定し、次回の協議会でお示しすることとします。その後、パブリックコメント等を経て、一番下ですが、平成22年3月、年度内の計画策定というスケジュールで考えております。

資料5-1については、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

資料5-1を見ていただきましたら、全体の検討の流れがお分かりいただけると思います。随分、多くのことをやってきて、目標に向かって着々と環境再生の計画作りのための検討をして参ったわけです。その辺のレビューをさせていただいております。ですから、県民ワークショップ、それから地元の意見を聴取、それから全国募集、こういうことをやってきて、それを3つに方向付けして、協議会提言というものをして参ったわけでございます。

ですから、この辺をザッと思い出していただきながら、今日、御議論いただくということです。皆様が、前回ちょっと不明確であったと言う全体構成の話と、今後のどういうスケジュールでという部分が示されております。これから、この全体の流れについて御議論いただくわけですが、その前に、県の方で、若干、この資料について補足説明をされたいということですので、では山田室長、よろしく申し上げます。

山田室長： それでは、私の方から今日の協議の進め方ということについて、現在、県が考えているやり方を簡単に御説明したいと思います。

今回は、前回と同じ計画素案をもって御協議をいただくこととしております。

県としては、本日の協議を踏まえまして、県境再生対策推進本部幹事会を経



て、次回の協議会で、ただ今の資料5-1の別紙3、計画の構成(案)の内容を持つ計画(案)という形でお示しをしたいと考えております。

そこで、本日は、各委員の皆様から、事前に御意見をいただいていた内容の補足も含めまして、幅広く御意見をお出しいただく場ということで、お出しいただいた御意見につきましては、本日一括して県がお預かりをし、次回の計画(案)策定までに十分検討させていただくということでお願いをしたいと考えております。

従いまして、繰り返しになりますが、事前に御意見をいただいていたところではございますが、それらに対する県の考え方を個別にお示しをするということではなく、幅広く各委員の皆様から御意見を頂戴する、そういった場にしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

古市会長： どうも。

本来、別紙4の所ですと、前回の協議会で御意見をいただいて、庁内の幹事会でまた議論をするというお話だったのですが、やっぱりもっとしっかり議論しなければならないということで、もう1回、今日の協議会を含めて、皆様の御意見をお聞きした上で、そういうものを尊重しながら、再度まとめたというのが県のご意向だろうと思います。

ということですので如何でしょうか。資料5-1の内容及び今の山田室長の追加説明も踏まえまして、何か御意見とか御質問等、ございますでしょうか。

宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 先ほど、説明いただいた別紙4の県境再生対策推進本部会議幹事会とございますが、この幹事会は、どういう方がご参加されて審議されるのか、お聞きできますでしょうか。

古市会長： 庁内の会で、どういうメンバーの方が集まってやられるんでしょうかということですが。

山田室長： 県境再生対策推進本部幹事会、実は、この推進本部というのがございまして、これは副知事をトップにして、県庁の各部局長が構成員となっています。その下部組織で、関係する課長が構成員となっておりまして、全庁を横断的に、こういった原状回復対策なりを検討する組織でございます。

古市会長： 如何でしょうか。庁内の推進本部は、副知事がトップで、部局長さんが集まって、幹事会というのは、大体担当の課長さんがやられるということですね。

ほかに如何でしょうか。最初のスタンスの問題ですから、御自由に、何でもおっしゃってください。それを踏まえて、県の方で御検討いただくとおっしゃっていただいておりますので、どうぞ遠慮なく、どこからでも。今日は70分ございますので。

石井委員。

石井委員： 確認ですが。別紙3の計画の構成（案）という所で、5番の施策内容という所で、今までのフレームと少し異なっていて、前から分かりずらいと内心思っていたのですが、要するに、施策の内容とその展開手法という形ではなく、施策の構想と施策の具体化ということで、少し考え方というか、項目が少し変わっていますよね。その辺を、もうちょっと補足説明していただきたい。

何となく分かるんですが、もう1回説明していただければと思います。

古市会長： 如何でしょうか。基本的には施策があつて、それを展開するという事なんだろうけども。今日の目次の方では、構想と具体化というふうになっていると。別紙3の方ですね。ですから、こういう繋がりはどういうふうにお考えでしょうか、ということですね。お願いいたします。

事務局： 前回の素案でお出しした施策内容というのは、簡単に言いますと、県として確実に実施が出来るもの、するものという部分で、自ずと委員の皆様から様々な御提案なりをいただきましたけども、時間的にも内容的にも、コンパクトというか、その施策の内容についても、より可能性というレベルまで含めて、広げて出していく。

あるいは、時間軸についても、長い、延ばした形で見えていく、そういうふうなことで考えております。

古市会長： 石井委員、今の説明でよろしいですか。

石井委員： とすると、別紙2の施策の内容という所が、もう少し幅広な形になって、施策の構想。それから、今まで施策の展開手法だったという所が、いわゆる施策の具体化というふうに対応していると考えてよろしいのでしょうか。

事務局： イメージとしては、別紙2が（2）の施策の具体化のことですね。これが若干広がることもあるかもしれませんが。（1）については、将来的な可能性というレベルですので、これは全く新たに作っていくということになろうかと思えます。

石井委員： 分かりました。そこを確認したかったです。ありがとうございます。

古市会長： 別紙2は、これはあれでしょう。構想と具体化、両方含んでいるでしょう。その辺をクリアにしないと、多分、議論が噛み合わない。だから、ここで書かれている施策の内容が構想であって、それから施策の展開手法の部分が具体化だという話ですかという質問なのですよ。

山田室長： 私から、多少補足をさせていただきたいと思います。

別紙2というのは、前回、御協議をいただいた素案に施策の展開手法ということで肉付けをして参ります。その中身が、別紙3の5の(2)施策の具体化の内容になってくると。その他に、まだ現時点で、なかなか実施の可能性というものが見出し難いというものも含めて、将来の可能性について、幅を広げておくために、構想、ビジョン的なもので(1)で施策体系的に整理をさせていただくということで考えております。

古市会長： 別紙2の素案という所と、施策の展開手法というのが線で区切られていますよね。ですから、素案の中でこの展開手法という言葉が、今ひとつ理解出来ない、よく理解出来ない言葉です。これがどう位置付けられるかという所が分かりにくいんです。

折角、別紙3で計画の構成案が非常にクリアになってきて、施策内容が構想と具体化というふうになったわけですよ。ですから、もう一步クリアにしていけないと、分かりにくいんじゃないかなというような気が、今の質疑応答で感じましたけども。

もう1つ言うと、別紙3の所で、協議会における協議内容、これが協議会提言(別紙1)及び施策の展開手法への協議会意見というのは、これは前回の意見もあるし、今回、皆様に出していただいたもの全部ですよ。それを踏まえた議論をする。要するにメニュー出しをされるわけですね。こういうメニューを出して、それを踏まえて、県の方で施策内容を構想と具体化に分けて書いていただけるという理解だとこの構成(案)からは読み取れるのですが。

山田室長： 別紙2を御覧いただきたいと思います。素案の内容ということで、基本的な骨組み、施策の骨組みが一番左の欄に書いております。それについて、具体化する手法というものを、この表の一番右の欄に例示をしておりますが、この例示した以外に、今日の協議会で、こういう具合に具体化していけばいいののではないかといった御意見をいただいて、そういった御意見が、右の方の施策の展

開手法に折り込まれていくと。左の欄の施策の内容と、右の欄の施策の展開手法、具体化の方法ですが、それが一体となった形で資料3の5の(2)という所に記述されるということでお考えいただければと思います。

古市会長： ごめんなさい、どこに書き込まれてくるのですか。

事務局： 5の(2)の施策の具体化。

古市会長： 別紙3の5の(2)でしょう。

ですから、この素案というのは、要するに全体構想ということでしょう。

多分、素案と言っている意味は、素案という全体構想を書いて、その中の具体化、その中で実施出来るものについてそれを展開していく、メニューを広めましょう、というのが展開手法なんでしょう。言い方としてそうでは？

ちょっと、この辺を整理していないと、資料5-2にいった時に、かなり幅広の御議論があるんですよ。それが整理しきれないと思うから、最初にきっちり骨組みを明示した上で進めた方がいいと思います。という意味で、井上委員、お願いします。

井上委員： 間違った解釈かもしれませんが、別紙2の誤解のもとになっている環境再生計画(素案)というのは、現時点で、前回から今日に至る現時点で提出している素案ということですよ。

山田室長： そうです。

井上委員： そういうことですよ。

別紙3で、今日、全体構想が出てきたので、その位置付けは、この前に構想を前提として議論すると、これは(1)ですよ。ですから、別紙2の前提になる議論を別途、今はないけども、するというのと理解してよろしいんでしょうか。そういう解釈しているんですね。

それをした結果として、施策の展開手法が新たに、今ここにあるものだけでなく加わってくるのです。こういう御説明と理解したのですが、違うんでしょうかね。ですから、この計画の素案というのは、構想ではないんですよ。

山田室長： 構想とは別物です。

今、井上委員がおっしゃっていただいたとおりの内容で考えております。

古市会長：　そうですか。確認しますが、この素案の施策の内容自身も変わる可能性があるんですね。そのの所を確認しておかないと、議論のしようがない。

　目標が定まらないんですよ。目標の範囲が。だから、目標が決まらなると、その中の具体化するものが、幅も変わってきますから、メニューも。

　西垣委員、お願いします。

西垣委員：　資料、我々に送っていただいて、何か意見をということ、今、会長がおっしゃっている資料5-2に移る時に、素案に関しても意見を述べよというふうに言われていますので、ですから、施策の内容の素案というもの、これは一番左の所も、この協議会でこれも変わるはずだと思うんです。

古市会長：　西垣委員のお考えでは、この施策の内容も変わるはずだという御理解ですね。

西垣委員：　意見を聞かれた時に、我々に素案の内容についても意見を述べよというふうに聞かれておりますので、素案はコンクリートのものでなく、これについて意見を求められていますので、変わるものだと私は思っておりますが。

古市会長：　この辺、如何でしょうか。

山田室長：　ここに掲げている施策の骨組みの形ですが、この他に、もっとこういった骨組み的な施策も必要だという御意見は、あり得るものだと思います。

　こういう意見は無いかと思っておりますが、ここに掲げたもので、これは要らないんじゃないかといった御意見も考えられます。

古市会長：　じゃ、県としては、施策の内容自身も御意見をいただいて良いということですね。変わる可能性ありということの良いですね。

山田室長：　そのとおりでございます。

古市会長：　そうですね。

　井上委員のおっしゃっていることも、同じような話になります。

　それを施策の展開という部分の中で実施出来るもの。さっきの話では、具体化ですよ。具体化というものを前の展開手法というふうに読み替えればいいんでしょう。そういう意味ですということでございます。

　何か御質問。最初の話ですので。宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 前の原状回復事業の時の計画書などを練られた時は、県の方でこういうふうに来るとか、そういう具体的なものを含めて計画書が出されてきたと思うんです。

実は、この間、その会議には出られなかったんですが、素案を見せていただいて、あまりにも漠然とした書き方が多かったので、今まで県の方でもいろんなアンケートとか、そういうもので皆さんの御意見も伺っていると思うので、もう少し、素案の部分の内容が膨らんでいてもいいのではなかったと思ったのですが。その辺は、如何でしょうか。

古市会長： 宇藤委員がおっしゃるのは、これは、例えば、資料5-1の最初のページですね。これで地元のアンケートだとか、田子町の意見集約だとか、この辺を踏まえてやっていますよね。それで、まとめてきたものが、この施策の方向ですよ。それなのに入っていないということは、どういう意味でしょうか。一応、こういうステップを踏んでまいったわけですが。

宇藤委員： ステップを踏んでいる割には、この内容があまりにも粗末というか。粗末と言えば失礼にあたりますが、もう少し内容を含めた素案が出て良かったのではないかと感じておりました。

古市会長： 多分、その辺を今日御議論いただきます。資料5-2の方で御意見を頂いていると思うんですが、さらにその辺を膨らます議論をしようと思うんです。

多分、前回までの素案というのは、その辺のところを大きく、ステップを踏んで、こういうものを踏まえて、それを県として大きくまとめて、施策としてまとめるとこうなりますというグロスな大括りの話ですね。

山田室長： なかなか、こちらの説明が御理解いただけなかったかもしれませんが、素案というのは、計画の骨、骨の部分なんです。今日、御協議いただく具体化の手法というのは、どんどん出していただいて、その骨組みに肉付けとなる具体的な方法について、どんどん御意見を出していただきたいと。

そうすれば、計画全体が肉付けされたものになってくるという具合に考えております。

古市会長： という意味は、一応、大きな骨組みの所については、これで書かせていただいたということですね。ですから、先ほどの議論を踏まえたと、さらにその骨が、欠けている部分があれば、継ぎ足していただいても良いということです。

他に如何でしょうか。澤口委員、お願いします。

澤口委員： この策定スケジュールについて、出来得るならば、この策定の途中で説明会なり、あるいはそれが出来ないのであれば、この協議会を田子で開いていただくとか、策定途中で住民に知らしめていただきたいと思うのですが、その辺は如何でしょうか。

古市会長： 別紙4のどの部分、どのステップで住民説明ということですか。

澤口委員： どのステップかまでは。

古市会長： 一応、パブリックコメントというものはございますよね。ですから、今、おっしゃっていただいた住民に御説明というのは、このステップのどの所ですか。例えば、協議会が今日ありますよね。今やっています。それから、幹事会があります。その間にやるだとか、その後でやるだとか、いろいろありますよね。もっと具体的に、どういうステップのことをおっしゃっておられるのでしょうか。

澤口委員： 具体的にというか、最終の、最終協議（案）でも良いですが。その途中、どのあたりで挟めば適当なのかというのは、私も分からないんですが。

古市会長： そうですか。その辺は、どうでしょうか。住民というのは、今おっしゃっておられるのは、田子町の意味ですか、それとも県民全体のお話ですか。

澤口委員： 田子町です。

古市会長： 田子町ですね。如何でしょうか。

山田室長： 地元住民の方に県の方から直接御説明をというご趣旨かと思えます。

これは、この協議会に松橋町長に委員になっていただき、それから田子町を代表していただいて澤口委員、宇藤委員、それぞれご参加をさせていただいておりますので、その協議の内容について、田子町にもそういった受け皿となる協議会等の場があるという具合に存じ上げておりますので、そういった所を利用していただいて、田子の住民の皆様にも周知をしていただければ幸いです。

古市会長： 澤口委員、如何でしょうか。

澤口委員： 勿論、今、言われたようなことは当然しなければならないことなんです、やっぱり、地元の我を張るわけじゃないんですが、地元がやっぱり喜んで協力するような方向に持って行っていただきたいという思いから発言したんですが。

古市会長： ありがとうございます。

その辺は、日頃のお付き合いのお話だと思いますので、しっかり意思疎通を図っていただければと思います。

他に如何でしょうか。

折角、皆様から御意見を頂戴しておりますので、資料5-2のお話にいかせていただいて良いですか。また、必要であればこの辺の大きな骨組みのお話に戻りたいと思います。

それでは、次、資料5-2について、事務局の方で、皆さんからいただいたものを、一つひとつご紹介したいのですが、時間の関係で県の方で要約していただいております。こちらを踏まえまして、大きな御意見を御説明いただき、また必要に応じて細分の議論に移りたいと思いますので、事務局、よろしくお願ひします。

事務局： 委員の皆様から、大変沢山の意見をいただきまして、概要ということで任意にピックアップさせていただきました。2枚にまとめさせていただきます。それぞれ、内容と文末に委員のお名前を記しております。

内容については、それぞれの御意見ということで、個別には省略いたしますが、整理としては、1、環境再生計画（素案）に対する意見が（1）全体に関わる部分の意見、（2）施策内容についてということで、これは更に自然再生、跡地の活用、情報発信というふうに区切っております。

2枚目が、2、施策の展開手法に関する意見ということで、全体を通しての観点のもので⑬、⑭がございますが、以下同じく自然再生、跡地の活用、情報発信で区切っております。

下の方ですが、3としてその他という分類で整理しております。

以下、3枚目からは、各委員から提出のあった書面を委員の御氏名順に、一式そのまま綴って配付しております。

以上でございます。

古市会長： 資料5-2、説明していただくのでは。



事務局 : 大変ボリュームが多いので。

古市会長 : いやいや、概要だけです。ポイント。概要を皆さん、資料を事前に見ていないでしょう。

事務局 : 分かりました。

まず1番の環境再生計画素案に対する意見という部分ですが、素案の中では、施策内容で、自然再生、跡地の活用、情報発信、こういう形では3つに分類して、方向性は踏襲しているんですが、その全体を貫くものが何なのかという部分が欠けているのではないかという御意見が、主にあったかと思います。

あとは、素案の中では、県が確実に実施出来るものというレベルのものをお示ししていたわけですが、例えば、(1)の①に将来の不確実性を考慮した可能性や含みのある文言で、もっと幅広に捉えるべきというような意見がございました。

ちょっと戻りますが、先ほどの全体の理念という部分では③、井上委員ですが、議論された要素は並んでいるが、最大の欠点として確認されたコンセプトとそれに伴う階層構造が抜け落ちているといった意見がありました。

それから、ウエイト付けというお話もございました。⑥の佐々木委員でございます。全体の構成、均等に並んでいるが、どこに重点を置いているのか分かりづらいというお話でございます。

(2) 施策内容についてですが、自然再生については、その方向性自体を非とする意見は特になかったように思われます。

情報発信については、これは前回の協議会でも御意見をいただきましたが、水処理施設は稼動期間までの資料展示ということでお示ししたことに対して、⑩ですが、用地を買い上げてそのままにして、整備後は、田子町に移譲して、町または別組織が維持管理するといったような方策が出来ないのかという御意見がありました。

⑫、松橋委員ですが、岩手県と連携して、現地に資料展示室を整備する。不可能であれば、現在の仮設の事務所等を補強改造して利用することも考慮するという御意見がございました。

それから、2番目の施策の展開手法に関する意見です。これは、全体に関わる部分として、井上委員から、優先順位を明確にすることや⑭、第一の付加価値、この現場において、人類の財産として周知する手法を最優先にすべきである。そして絶対に譲れない手法であるといった御意見でございます。

個別の内容でございますが、自然再生についてです。

⑮、小田委員でございますが、植樹をした後にも、維持管理・監視が必要で

あると。そこは、地元の連携をより重視したことでやっていただきたいと。

松橋委員からは、その自然再生の手法について、もっとより具体的な方法、将来の維持管理の方法について盛り込むこと。

溝江委員からは、そのやり方として、パイオニアである大学教授の方の指導・助言を受けて実施出来たらという個別の御意見もいただいております。

それから、跡地の活用についてですが、⑱、石井委員ですが、全国公募の提案者以外にも、広く全国から、更に事業提案を受け入れる体制を作るといったこと。

⑲、佐々木委員ですが、これは、いろいろな環境関連技術やシステム、活動の実績、最新情報、取り組み姿勢のアピールの場として、いろんな民間企業とか専門機関を活用する可能性があるということなので、計画が決まっていない段階からも積極的にアピールしていくべきではないかということ。

⑳、西垣委員ですが、日本の公害跡地活用という例があるので、それを参考にして何をやるか考えるということです。

情報発信の所ですが、石井委員から㉑です。出来れば、両県の資料を閲覧可能にして欲しいということ。

㉒、佐々木委員からは、情報発信活動を継続的に行って、また広く関心を集めるために関連する業界、企業団体などに呼び掛けて、「県境再生基金」ということの造成はどうかという御意見です。

㉓、西垣委員からは、全国は当然、世界に発信すべきということで、日本語だけでなく、各国語のホームページを作成して発信すると良いというお話でした。

㉔、㉕は、関連する話かと思いますが、小田委員と藤川委員でございます。子ども達とか、一般の人に環境の意識を持たせる素材として使っていただきたいということです。小田委員から、具体的に学校教育現場との連携というようなこと。それから、藤川委員からは、更に幅広に遠足や校外学習とか、出前講座の実施など、という意見がございました。

その他ということですが、㉖、これは、地元の宇藤委員、澤口委員連名でいただいておりますが、風評被害の債務負担行為、30億円を基金として設立し、環境再生に活用するという御意見。

㉗、福士委員ですが、計画日程の関係ですが、不確定要素はあるということでは理解するのですが、仮の開始年度を定めて、それから何年前後という形で計画すれば良いのではないかといただいた御意見をいただいております。

古市会長： ありがとうございます。

概要をお話しいただきました。大きく、この概要、1と2に分かれていまし

て、素案に対する意見と施策の展開手法に関する意見というふうに分かれていますので、2つに分けて議論をしていただきたいと思います。

今、1の方で、素案に対するもの、全体構成と施策内容について、かなり踏み込んだ具体的な御意見を頂戴しておりますので、これに関しまして、何か補足、概要だけでは分かり難いから、もう少し、私の意見はこうだということを皆さんから補足していただくとあり難いんですが。ざっくばらんに、自由にご発言下さい。あと30分ございます。

今日、スケジュールを見ていただけて分かりますように、今日、御意見を一杯いただかないと反映されませんので、よろしくをお願いします。どなたからでも結構です。どうぞ、お願いします。

では、井上委員、お願いします。

井上委員： 意見の提出が遅れて、大変ご迷惑を掛けたと思います。申し訳ありません。

私、ちょっと全体的な意見、あまり詳細なことは書かなかったんですが、素案を見ての第一印象は、長年というか、長い間、我々が議論してきたことを要領よく要約してくれたなど。きちんと、それは必要なものは全て盛り込む形になっていたなど。

ただ、私の意見の背景は、私は出来たけども、魂が入っていないなというのが、私の最大の言いたかったことであります。この魂が無いが故に、凄く平板な印象になってしまったということじゃないかと思います。

平板というのは、単に優先順位が無いとか、有るということ以前に、優先順位を付ける基準だとか、そういったものが議論される、されたはずなんだけど、埋没している。優先順位付けについて、コンセプトということですが、それが埋没しちゃったなということで、これを明確にすべきであるというのが、私の意見の最大の点であります。

そう思っていたら、別紙3で構想というお話が出てきたので、これはいいなと思ったのですが、構想というのは、まさにそういう議論をしていただければと思います。

じゃ、何をというのは、これは私の個人的な意見ですが、やはり付加価値というのが、この協議会の問題だったかもしれませんが、ちょっときちんと、十分議論出来てなかったかなという気がします。

付加価値を考えるとということを言われたので、この際改めて考えてみたら、付加価値というものにも、これは優先順位というのではなくて、質的な違いが幾つかあるなと思いました。これは、優先順位とも大いに関係しているんですが、やっぱり、最大の付加価値というのは、大変な人類史に、ちょっとオーバーな言い方をしますが、あつてはならない不法投棄という事実があつて、人

類史への挑戦があつて、それをいろいろ紆余曲折はあつたけども、技術的な問題も乗り越えながら、住民のいろいろな異なる意見も克服しながら、自然を回復したというこの事実が最大の付加価値であり、これをどう伝えるかという、伝え方、伝えること自体が最大の付加価値じゃないかと、私は個人的には思っております。

先ほど、冒頭に言ったコンセプトというのは、その辺りのことを明確にするということではないのかなと思います。ちょっと長くなるので、このぐらいにしておきます。以上です。

古市会長： ありがとうございます。

今、井上委員の御意見は、2ページの所についておりますが、ここで具体的にコンセプトということで、付加価値の部分が第1、第2、第3というふうに階層構造の形にされて、明確に述べていただいております。

如何でしょうか。例えば、井上委員がおっしゃられたような目的構造、独特な言い方をされておりましたね。「バウンダリーオブジェクト」とか。

要するに、そういう対象を明確にして、その優先順位なりの階層構造、目的構造を明確にしないと、後の施策にも繋がらないよと、これは計画論の根本だろうと思うんです。その辺を少し明確にしましょうよという御提案でございます。これに関しましては、また何かご自分の意見と関係して如何でしょう。

この辺は、佐々木委員も近いお考えかなと思いますので、御意見をいただけますでしょうか。

佐々木委員： 今回のこの環境再生計画は、前回の素案では、県の立場で書かれたものだという印象が非常に強いんですね。私はむしろ、もっと大きく青森県として全国あるいは世界に発信していくような計画であるべきだと。その中で、例えば、県の財政制約とか、行政としての立場との関係はどうかということですが、この⑤に書いてありますように、積極的にこれから世界、あるいは後々の世代に対する非常に強烈なアピールをすることを目指すことをまず基本として、県行政は、その中で全部県がやるというのではなく、コーディネイター役といいますか、あるいは呼び掛ける役目ということを積極的な役割を果たすという位置付けでまとめ、構想内容を書かれると、もっと積極的な書きっぷりになるんじゃないかと思うんです。その中で今、井上委員がおっしゃったようなことも書くことが出来るようになるんじゃないかと。

ということなので、計画の打ち出し方としては、やはり全体のビジョンとか理念を書けるような、今言ったような性格付けにすべきではないかと思います。

古市会長： ありがとうございます。

そういう意味では、県だけが出来るという立場ではなく、もっと県民も含めた全体、青森県のトータルが日本全体に、また世界に対しても発信していくべきだろうと。そういうビジョンを示すべきであるという御意見ですよね。この辺は如何ですか。西垣委員は、世界に発信、これはちょっと、次の議題にも繋がりますが、先にちょっとお話いただいて。

西垣委員： 佐々木先生が世界にと。ただ私は、こういう、日本人というのは、世界で一番お人好しで、一番優しい人種だと思います。そういう日本人であっても、こんなことが起きるんだということを世界の人に知っていただくというのは、非常に大事なことだと思います。

ただ、私の 10 ページの所の意見では、地元の方が田子のにんにくとか、田子牛とか、そういうふうなものに対しての風評被害が生じるから止めてくれと言ったら、やっぱりその時には、私はそれも非常に大きなファクターですから、発信というのは止めようということも考えてもいいんじゃないかということを常々思っています。

ただ、本当にこんなことが日本で起きたんですよということをきちんといろんな学会とか、世界中の言葉で子ども達に分かってもらい、次の世代で同じことが当然世界でも起きてくるかもしれないと思います。ごみなんてその辺に捨てるのが普通だという方は、沢山世界の中にいらっしゃいます。ですから、是非、もし地元が許していただけるのであれば、世界に発信していけばいいんじゃないかなと思っています。これは、井上先生がおっしゃった付加価値の本当に一番大きなものではないかと思っています。

古市会長： ありがとうございます。

地元にもご配慮した御意見を頂戴いたしました。

他に如何でしょうか、小田委員、お願いします。

小田委員： 先ほどから、最大の付加価値というのは、今までの環境再生に向けての教訓を伝えていくこと、これが一番大事ではないかということ井上委員からも出されておりました。

それで私の意見というよりも、質問したいんですが、この教訓を残すために、最初は水処理施設、ここを資料館にするのはどうかということが提案されていたんですが、これは借り上げているもので期限があるんだということがあります。今日の資料の中にも、その用地を買い上げることは出来ないかとか、それを更に有効活用するように、これからそこを方向付け出来ないかというような

こともされておりますが、県の方では、骨子として確実に実施可能なものということで、ここは期間内というふうに限定されてはいますが、ここについては、変更は可能なのでしょうか。意見を汲んでいただける所なのでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

古市会長： 今の御意見は、福士委員も関係する水処理施設の有効活用のお話でございますね。その辺も含めて、今、小田委員から御質問ということですので、県の方からお答えいただけますでしょうか。

山田室長： その水処理施設の資料館としての利用ということにつきましては、現在のところ、ある程度恒久的な期間、それを利用することが出来るかどうかについては、その可能性がまだはっきり見えておりません。従って、その可能性的なものについて、全体構想に折り込めるのかどうか、県としてこれから検討させていただきたいと思います。

古市会長： その辺は、福士委員、如何ですか。

福士委員： 私は、どうしても工学技術屋ですので、やはりこんなに技術的なことも含めて大変苦勞してこれだけの年数、お金を掛けて、今、原状が回復しようとしているわけですので、その辺の技術のこと、歴史のこと、地元のいろんな事情のこと、それを全部ある程度残して、全世界に発信しなきゃいけない。これがやっぱり一番、井上先生がおっしゃったようにコンセプトの一つじゃないかと、重要とっております。従って、⑩の意見を書いたわけです。

多分、これはなかなか県としては難しいと思います。財政事情もございませうが、この不法投棄事案の日本、世界における重要度、これを考えれば、この程度はお安いものだというぐらいのご判断をすべきではないかと、私自身は思っております。

ただ、今日は⑩番、私の意見しか書いてありませんが、作ったのはいいが、お客さんは来ないというのが、全国の例ですので、これはあくまでも田子町さんとか、あるいは二戸市さんも含めて、お客さんとしてではなく、これをどう活用して、地域としてどうこれを利用して盛り上げていくかというところまで、県の方も相談をしながら、町としても独自のお考えを持ちながら整備しないと、これは上手くいかないというのは、自明の理だと思います。

古市会長： ありがとうございます。

今は補足説明ということで、勿論、そういうことはやっていただきたいと。

ただ、やるにしても闇雲にやるのではなく、集客能力、実行可能性等も検討しながらやっていただきたいということであったかと思えます。

他に如何でしょうか。

少し、今の経緯をあまりご存知ないんだけど、今日聞いてみたらどうだろうかという意味で、新しい委員の溝江委員、如何でしょうか。

今まで、あまり経緯をご存知ないかもしれませんが、今の御議論を聞いていただいて、感じた率直な御意見をいただければと思いますが。

溝江委員： ずっと、産業革命以降、我々の文明は2つの大きな課題をもたらした。1つは、大量生産、大量消費社会からもたらせた大量廃棄社会。そして、あと1つは、地球温暖化の原因となる温室効果ガス。そういう形で、この悪しき象徴であり、また再生のシンボルが、今回の事業計画ではないだろうかという認識でいます。

古市会長： そうですか。で、計画として、どういう方向に持っていくという御意見の方は如何でしょうか。具体的に、まさに溝江委員がおっしゃるような認識だろうと思うんです。非常に、そういう認識は大事でございます。

そういうものを踏まえた上で、じゃ、ここをどうしようということで何か御意見がございましたら。

溝江委員： 意見としても書かせていただいたんですが、やはり1番のシンボリックな活動が、青森県のまさに青い森の象徴である植林の活動ということを1番メインにして、活動していけたらいいなど。

もっと具体的に言いますと、国内外の植林活動のパイオニアで、最高の素晴らしい実績を残している横浜国立大の宮脇先生です。勿論青森県にも何度も来て、八戸にも来られて指導をされていますが、この方の1番の素晴らしいことは、よそから持ってきた植林の活動でなく、その土地に合った植林活動こそが、本当の植林だという信念で、日本国内あるいは世界各地でやっています。

そういう全体のきちんとした計画を、植林活動をやっていただける方のアドバイスをいただいてやっていければいいのかなという考えであります。

古市会長： ありがとうございます。

如何でしょうか。後半の展開のお話も一緒になってきていますので、その辺も含めて、御意見を頂戴出来ればと思います。石井委員、お願いします。

石井委員： 先ほどの施策の構想といったところの話に少し繋がるとは思いますが、資料の

5-1の今までの経緯をずっと眺めてみると、今までアンケート、提案募集等の実施などいろいろとやってきて、その後に真ん中に書いてある環境再生の方向性の整理という所、この辺を改めて見ると、非常にここがまさにコンセプトになっている。

例えば、先ほど井上先生がおっしゃられた付加価値という言葉も入っていますし、やはり根本は、本事案で積み重ねられてきた教訓、経験、知恵、技術を継承し生かしていく。それから付加価値を与えていくんだということ。

今、ここで強調したいのは、地域づくりの視点といいますか、地域活性と云いますか、地域振興というとか何か経済っぽく聞こえますが、そこに人が入ると、地域活性という言葉になると思います。こういったような文言をしっかりと計画の中の構想の所で、キーワードとして外さないで入れることが、まず大事であると。

特に、今日感動したのは、資料5-2の1番の⑦の藤川委員が書かれていた言葉で、やはり書かなきゃ分からないのだと思って、計画に対する行政や我々県民の想いは、計画に書かれた文章でしか伝わらないので、とにかくそういう想いを書いて欲しいと。次世代に残るように書いて欲しいという、次世代に誇れる計画だと、素晴らしいお言葉をいただいて、実際、僕もこの協議委員として参加して、ずっと流れてきてしまって、つい大事なことを忘れてしまいがちなんですが、こういうことをしっかりと、計画に構想として書けるのであれば、書いた上でのブレイクダウンした形にさせていただきたいと思います。

今までのことをしっかりと踏まえた構想を作りましょうという意味です。

古市会長： ありがとうございます。

今、石井委員から、資料5-1の所の今までの経緯を踏まえて、この協議会としては、環境再生の方向性を整理して、3つの軸を出した。こういうものをもう一度見直すべきではないかと。見直すというか、井上委員の御意見も踏まえながら、やはり再度、この部分が大事ですよということが認識された。

そういうものを、折角議論してきたんだから、何らかの形で広く知っていただく。県民、日本全体に知っていただくと同時に、やはり後世の人にも伝えていかなければならないということで、書かないと見えないよという所は大事であるという御指摘であったかと思えます。

この辺の所、非常に難しい面がございまして、この辺が、先ほどの構想と具体化というお話になると思うんです。何でも良いことは一杯書くんだけれども、書いたからやってくれよということでは必ずしもないんだらうと。それは、どんな計画でもそうです。これは、やはり、事業として成り立たせるためには、やっぱり財政的な裏付けが必要ですし、いろんな制約条件等もございます。そ



れと時間的なものもございます。

そういうものを総合的に勘案していくのですが、冒頭に私も申し上げたんですが、時間を短期的にやっていくものと、中長期的にやっていくものと少し分けて、構想的なもの、長期、長期と言って、いつまでも長期で実行できない大きな理念というものもあるかもしれません。やはり、何らかの形でそれは書き込んでいただかないと見えないというのが皆様の御意見ではないかと思えます。

ということで、これは私の個人的な考え方で、井上委員、如何でしょうか。今、石井委員がおっしゃった3つの方向性の所で、特に井上委員がおっしゃるのは、1番がコンセプトで、どちらかと言うと教訓等の継承・発信という部分が1位であり、2位、1位も第1の付加、第2の付加、第3の付加が地域振興だという構造ですが、市民参加に自然の再生はどういうふうにお考えでしょうか。この辺が、先ほど、溝江委員がおっしゃった植林の話にも繋がる部分だと思えます。

井上委員： 再生そのものは、付加価値なのか、本来の価値なのかという議論がありますよね。自然再生は、私の中では、本来の価値づくりなんです。付加価値ではない。付加価値は、それにオンする形のものだと。植林というのは、それは、その両方に関わるものだと思います。

つまり、具体的に自然再生する活動であり、結果として木が生え、自然が再生する。それを一般の人々の手でやることによって、経験を分かち合うということです。これが付加価値です。植林をやった人がより身近に感じるのだと、私は理解しています。

やはり、先ほど会長もおっしゃったんですが、難しく言うと「バウンダリーオブジェクト」なんですが、簡単に言うとシンボルです。この情報発信、あるいは後世に残すというのは、2つ経路がありますよね。1つは、本当に純粋に情報として残すということ。これはアーカイブとか、ホームページでの発信とか、要するに書いたもの、計画そのものです。これは、ある意味では聖書を作るといえることですね。

それと同時に、現場というものが大変大事だと思います。それは、聖地を作るといえることです。この2つが噛み合って、初めて私は情報発信が出来ると思うんです。聖地を作るといえるのは、大変大事なことではないかと思っていて、その中で資料館だとか、あるいは場合によってはモニュメント、シンボル、こういったものが出て、位置付けられているんだと思うんです。単に、資料、情報だけであれば、そういったものは無くてもいいんです。要するに、どこかにアーカイブがあればいいんです。ただそれだけでは、おそらく第1のコンセプト

トであった人類史に大変貢献をするという意味の情報が伝わらないんだと思います。そういう意味では、聖地化していくということ。

植林をするというのも、その活動の1つに位置付けられるじゃないかと思えます。

聖地に対して、私は宗教家でも何でもありませんが、植林をするというのも、ある意味では、その現場に参加するという、ある種の聖地化する、清い地を作っていく活動の1つでもあるんじゃないかと、私は思います。

古市会長： ありがとうございます。

非常に貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

要するに、自然に戻すとか、植林とか、自然再生の話は当然なんだと。そうするのが、環境への配慮、自然共生型の社会を作るということの意味においても、当然であると。そこから更に付加価値を付けていく必要があり、その付加価値が実はソフトとハードがあるんですよと。これは、ある意味でメッカですよと。聖地ですよと。これは、宗教じゃなしにそういうものであると。非常に方法論としてもそうだなと。やっぱり、シンボル化しないと、なかなか皆さん、意思を統一出来ないということですね。

そういう意味で、ソフト的なアーカイブと申しましょうか、そういう知見を後世に残す、またはそれを情報発信することだけではなく、やはり皆が集まり、何らかをそこから展開していけるような場も必要であるということをお指摘いただきました。

かなり問題が具体化したイメージが、出来たのではないかと思います。如何でしょうか。あと、御意見をいただいていないのは、大久保委員、如何でしょうか。何か御意見がございましたら。

大久保委員： ここの自然再生という意味でいえば、聖地を作るという感覚も非常に重要ですが、長期的に言えば、元々谷地になる所で雑木があって、しいて言えば、くずの蔦がグルグル絡まるような所だろうと。あまり利用出来ない所だろうという感じがします。

そういう意味では、長期的にわたれば、何も無かったんだということになるだろうけども、下刈りだとかということで4、5年は、ここにゴミが捨てられていたんだということの伝え方は出来るだろうと思っております。

ですから、5、6年、その下刈りをするということの作業をすることによって、伝えられていくだろうし、そしてその後は、自然に任せて、あるいは大木が出来れば大木の下にグリーンの芝生、雑草地が出来のかもしれない。自然にそこは任せようというのが、私の1番の自然再生についての考え方です。

ちょっと言わせて欲しいのですが、この資料5-1の別紙の2ですが、先ほどから、環境再生計画（素案）についてのいろんな意見が出ましたけども、1番上に、施策内容の検討とありますが、ここの所に環境再生計画（素案）というふうなタイトルを入れて、ここは縦に2つに分けると。施策の構想と施策の具体化、それがあって、あと横に自然再生、跡地の活用、情報発信という分け方をすれば良いのではないかと考えております。

これまで、いろんな県民意向の調査だとか、企業からの提案、あるいはワークショップなどをやって、非常に膨大なエネルギーが使われてきましたので、これらを何とか具体的に構想を作っていくというのは、やっぱり県の優秀な職員が書かなきゃならないだろうなと考えております。

これから、幹事会の中で、会議に出されると思いますが、私も行政マンですが、これだけのエネルギーが注ぎ込まれたら、何とかやろうという気にならななきゃならないと考えております。ですから、財政的な部分をきちんと抑えているわけですから、そのことを踏まえながら、どうしたらこのエネルギーを伝えられるのだろうかという所で努力をしていただきたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

素案の所の骨子の決め方なのですが、ここの所で、構想と具体化と分けて書かれて、そういうしっかり分けて書いてくださいという意味でよろしいんですね。

その時に、それなりの使命を負っているから、その情熱を伝えられるようにしないと駄目だねというのが感想ですね。ありがとうございます。

西垣委員、お願いします。

西垣委員： 財政のお話で、いろいろなことが我々なし崩しに倒されてしまうことがあるのですが、日本財団とかイオンとか、そういうふうな所へも、これだけの学識の方が参画されておられますので、財源を求めていってもいいんじゃないかと思うんです。

もう10年、20年という長い時間が掛かって再生する。その間にも、またいろんな意見が入ってくると思います。今日ここで、将来こうしようというので、県が出されたことに関しては、物凄く漠然としすぎていると皆に袋叩きに合っていますが、とにかく、私は最初に前室長鎌田さんの情熱にひかれてわざわざ岡山から来て、今度は山田室長が実際にきちんとしたものやってくれるんだと思います。

イタイイタイ病の富山の神通川で三井金属の今の所長が地元に行ったら、最

近は地元の方が拍手をしてくれるらしいんです。それぐらい、あれだけ悪いことをした所に対してです。ですから県の方も出来ましたら、山田室長が地元に行かれたら、皆さんから拍手してもらえよう行政をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

古市会長： ありがとうございます。

エールを送っていただいたと思いますので、頑張ってくださいということだろうと思います。

ちょっと時間が参りましたので、最後に松橋委員から、田子町が1番近い住民でございますので、代表して松橋さんはどういうふうにお考えかということをお願いいたします。

松橋委員： これから、再生計画を進めていくうえで、いろいろな案が出ると思います。その中で、これだけは財政、また時間が無くてもやらなければならないということを1つ決めていただく、それがやはり優先順位ということになるかと思えます。

それから、現場は1つであるということの認識で、これから進めるうえで岩手県、青森県の連携が大事ではないかと思えます。

そして、このような事件があった。1つの過ちが、また少しの見逃しがこのような600億円の税金を使わされるということで、2度とこのようなことが起きないようにという教訓と教育、自然の素晴らしさの教育というものを考えていただきたい。それから、環境再生がこれから進めていくうえで、将来的に期待される「素晴らしいものになったな」と、今思わなくても、将来の人達が思うような所にしていただきたいと思っております。

いろいろ、これから再生していくうえで、いろんな意見が出るかと思いますが、田子町の意見は、県の方に出しているわけでありまして、それに皆様の知恵を足していただいて、素晴らしい計画にしていきたいと思っております。

先ほど、会長が挨拶の中で、全国で注目している、期待しているという言葉が出ました。まさにそのとおりであります。これが、私達の「よくやった」というのが全国から聞こえるような場所にしていただきたい。行政の方でも頑張ってお協力していきます。

古市会長： ありがとうございます。心強いお言葉をいただきました。

両県、現場は1つだということで、両県協力して環境再生もやっていただきたいということと、それからやはり優先順位をつけてということでよろしいんですね。優先順位をつけて、しっかりやらなければいけないものについては、

優先的に実施してくださいというご要望でございました。それに関しましては、町としては協力を惜しまないという御意見であったかと思えます。

ごめんなさい、時間が参りました。お陰様で、私自身の感覚としては、資料5-1で、全体的に今までの流れの中を再度レビューして、位置付け等がはっきりしたなど。

それから、資料5-2で、今回追加していただいた意見、それも沢山いただいておりますので、それについての補足意見として、その内容を明確に御説明いただいたということで、大体、枠組みが見えてきたのではないかと私は思いました。

あとは、こういうものを踏まえて、スケジュールに則ってやっていかれるということですが、先ほども西垣委員からエールがございましたように、それからもう1つ、大久保委員からも熱いエールが送られておりますので、県の方では、そういうものを踏まえて、しっかりしたものを後世に残るものを、また全日本、全世界に通じるもの、そういうものを計画案として作っていただきたいと、非常に熱い思いが皆さんから伝わって参りました。

また、それをしなければいけないというやはり使命も、私はあると思えます。

今、本当に全国的にこの当地というのは注目されております。今まで、折角ここまで頑張って順調に撤去作業をやってこられたわけですから、これを更にプラスに転嫁するように、更に全日本、全世界に誇れるような形で策定していただけますように、この協議会委員全員で希望したいと思えますので、よろしく願いいたします。

では、5の協議事項は終わりました、その他の事項について、事務局から御説明、資料6、7でございませう。よろしく願いいたします。

事務局： それでは、時間もありませんので、手短かに説明します。

資料6、第30回協議会の開催についてでございます。開催日時のご予定ですが、11月14日、13時15分から2時間ほどということで、場所は青森市にあります観光物産館「アスパム4階の十和田の間」で開催したいと考えております。なお、この日は、岩手県の協議会と重なっております。

続きまして、資料7についてです。これから、昼食を挟んでバスに乗っていただき、現場の視察をしていただきます。視察スケジュールにつきましては、記述の通りでございます。1時間半ほど掛かりますが、集合時間は予定通り12時45分、西口に専用の南部バスを用意しておりますので、そちらの方にお集まりいただければと考えております。

なお、バス以外で向かわれる委員の方は、現地に14時15分集合ということでお願いしたいと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

今回は青森で、青森市でやるということですね。

何故か、岩手県と重なったということでございます。

この後、45分、時間厳守ということで、お食事をしていただいた後、集合していただくということになります。

何か、この件につきまして御質問等、ございますか。では、これで一応、今日の検討すべき内容は全部終わりましたので、これで終わらせていただきたいと思えます。

ただ、今日が9月19日で、次の協議会が2か月先なのですが、県でいろいろ案を策定していただけると思いますが、出来るだけ、この委員の先生方と連絡を密に取って、この内容を練り上げていただければと、私は期待いたします。

何か、その内容について、また、もう少し御説明下さいということも含めて、委員の先生方とコンタクトを取りながら進めていただければ良いなと思えます。

最終的には、私はその辺を踏まえまして、また案を作らせていただきますが、その辺は、よろしいですか。ということで、よろしく願いいたします。

最後ですから、案はこれを含めてやるのですが、今申し上げたようなことなんですが、これだけは絶対に言っておきたいということございますか。宇藤さん、何かございますか。もうよろしいですか。そういうチャンスはありますので、よろしく願いします。

では、これで今日の協議会の座長の役目、これで終わらせていただきますので、マイクを事務局にお返しいたします。よろしく願いします。

司 会： どうもありがとうございました。

委員の皆様には、御熱心な御協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

大変恐縮ですが、この後、すぐお席の方に昼食をお配り申し上げますが、スケジュールの都合で、昼食に割ける時間も限られております。慌しくて恐縮でございますが、御協力の方、よろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、昼食休憩に入らせていただきます。

ありがとうございました。